

令和6年度

公共下水道事業

(認証・単独)

朝倉分区污水管渠実施設計委託業務(R6-1)に伴う試掘工事 見積参考資料

・「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。  
・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。  
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

工事場所

高知市 朝倉己

工事日数 100 日

着工 令和 年 月 日

完成 令和 年 月 日

下水道整備課

設計金額		円		工事の概要	
内 訳	工事価格	円		・試掘工	(認) 19箇所 (単) 24箇所
	消費税及び地方消費税相当額	円		・付帯工	(認) 1式 (単) 1式
	工事請負対象金額	円			
消費税及び地方消費税相当額抜きの工事請負対象金額		円			
摘要		工事施工理由			
		朝倉分区污水管渠実施設計委託業務(R6-1)における地下埋設物を把握するため、試掘工事を行うものである。			

## 諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 6年 4月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
工種区分	道路改良工事
I C T 補正 (3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	一般交通影響有り (2) - 2
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	一般交通影響有り (2) - 2
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	3 5 %を超える (1.00)
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
下水道					
試掘工(認証)					
試掘工(認証)					
試掘工(認証)	式	1			明細表 第1号
開削水替工(認証)					
開削水替(認証)	式	1			明細表 第2号
付帯工(認証)					
舗装工(認証)					
舗装撤去工(認証)	式	1			明細表 第3号

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装復旧工(認証)	式	1			明細表 第4号
区画線復旧工(認証)	式	1			明細表 第5号
仮設工(認証)					
交通管理工(認証)					
交通誘導警備員(認証)	式	1			明細表 第6号
試掘工(単独)					
試掘工(単独)					
試掘工(単独)	式	1			明細表 第7号
開削水替工(単独)					
開削水替工(単独)	式	1			明細表 第8号

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
付帯工(単独)					
舗装工(単独)					
舗装撤去工(単独)	式	1			明細表 第9号
舗装復旧工(単独)	式	1			明細表 第10号
仮設工(単独)					
交通管理工(単独)					
交通誘導警備員(単独)	式	1			明細表 第11号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
技術管理費	式	1			

## 工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
技術管理費	式	1			明細表 第12号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					



## 明細表

明細表 第 1号  
試掘工(認証)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断 750mm舗装版,15cm以下,しない<標準>(全ての費用)	m	140			施工P 第 1号
舗装版破砕積込(小規模土工) しない<標準>(全ての費用)	m <sup>2</sup>	115			施工P 第 2号
般運搬 舗装版破砕,機械積込(小規模土工),DID区間有り,3.5km以下,しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	6			施工P 第 3号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-2	m <sup>3</sup>	6			処分費
機械掘削工(小型バックホウ) 山積0.13m <sup>3</sup> ,砂・砂質土	m <sup>3</sup>	87			単価表 第 1号
ダンプトラック運搬(2t積) バックホウ山積0.13m <sup>3</sup> ,L=3.0 km以下,DID区間:有	m <sup>3</sup>	87			単価表 第 2号
掘削 土砂,現場制約あり	m <sup>3</sup>	23			施工P 第 4号
人力積込 土砂	m <sup>3</sup>	23			施工P 第 5号
土砂等運搬 現場制約あり,人力,土砂(岩塊・玉石混り土含む),DID区間有り,3.5km以下	m <sup>3</sup>	23			施工P 第 6号
残土処分費 2t 残土場:高知市朝倉己	m <sup>3</sup>	110			処分費





明細表

明細表 第 2号  
開削水替(認証)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ運転工 作業時, 発動発電機, 1 台	日	10			単価表 第 6 号
1 式 当り					





明細表

明細表 第 5号  
区画線復旧工(認証)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置 溶融式・手動、実線 15cm、幅75cm、ガラス含有量15～18%、白、7X7mm舗装用、しな い<標準>(全ての費用)	m	6			単価表 第7号
1 式 当り					



## 明細表

明細表 第 7号  
試掘工(単独)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断 750mm舗装版, 15cm以下, しない<標準>(全ての費用)	m	160			施工P 第1号
舗装版破砕積込(小規模土工) しない<標準>(全ての費用)	m <sup>2</sup>	94			施工P 第2号
般運搬 舗装版破砕, 機械積込(小規模土工), DID区間有り, 3.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m <sup>3</sup>	5			施工P 第3号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-2	m <sup>3</sup>	5			処分費
機械掘削工(小型バックホ) 山積0.13m <sup>3</sup> , 砂・砂質土	m <sup>3</sup>	80			単価表 第1号
ダンプトラック運搬(2t積) バックホウ山積0.13m <sup>3</sup> , L=3.0 km以下, DID区間:有	m <sup>3</sup>	80			単価表 第2号
掘削 土砂, 現場制約あり	m <sup>3</sup>	19			施工P 第4号
人力積込 土砂	m <sup>3</sup>	19			施工P 第5号
土砂等運搬 現場制約あり, 人力, 土砂(岩塊・玉石混り土含む), DID区間有り, 3.5km以下	m <sup>3</sup>	19			施工P 第6号
残土処分費 2t 残土場:高知市朝倉己	m <sup>3</sup>	99			処分費





明細表

明細表 第 8号  
開削水替(単独)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ運転工 作業時, 発動発電機, 1 台	日	12			単価表 第 6 号
1 式 当り					







明細表

明細表 第 12号  
技術管理費

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
六価/PM溶出試験費 環境庁告示46号溶出試験 試験方法1	検体	1			
1 式 当り					

### 単価表

単価表 第 1号 機械掘削工(小型バックホウ)

( 100 )

金額： 内容：山積0.13m3 ,砂・砂質土

1 m3 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人	2.4			
普通作業員	人	6.7			
小型バックホウ運転(山積0.13m3)	日	2.27			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** バックホウの規格 : 山積0.13m3 土質区分 : 砂・砂質土					

### 単価表

単価表 第 2号 ダンプトラック運搬(2t積)

( 10 )

金額： 内容：ダンプトラック積0.13m<sup>3</sup> , L=3.0 km以下, DID区間:有 1 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック運搬(2t積)	日	0.9			
諸雑費	式	1			
	(	10	m <sup>3</sup> 当り		)
	(	1	m <sup>3</sup> 当り		)
*** 施工条件 *** 積込機種 : ダンプトラック積0.13m <sup>3</sup> 運搬距離(片道) : L=3.0 km以下 DID区間の有無 : DID区間:有 タイヤ損耗条件 : 良好					

### 単価表

単価表 第 3号 砂埋戻工(小型ﾊﾞｯｸﾘ投入)

( 100 )

金額： 内容：再生砂(高知土木1地区)，山積0.13m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生砂	m3	126			
小型ﾊﾞｯｸﾘ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 砂の種類 : 再生砂(高知土木1地区) タﾝﾊﾟ締固めの有無 : 締固め:無 ﾊﾞｯｸﾘの規格 : 山積0.13m3					



単価表

単価表 第 4号 砕石埋戻工(小型バックホウ投入)

( 100 )

1 m3 当り

金額： 内容：再生砕石 RC-40，締固め：有，山積0.13m3

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生砕石 RC-40	m3	120			
小型バックホウ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
タンバ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第7号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 砕石の種類 : 再生砕石 RC-40 タンバ 締固めの有無 : 締固め：有 バックホウの規格 : 山積0.13m3					

単価表

単価表 第 5号 砕石埋戻工(小型バックホウ投入)

( 100 )

金額： 内容：再生粒調砕石 RM-30 , 締固め：有 , 山積0.13m3 1 m3 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生粒調砕石 RM-30	m3	120			
小型バックホウ運転(山積0.13m3)	日	1.54			
クワ締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第7号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 砕石の種類 : 再生粒調砕石 RM-30 クワ締固めの有無 : 締固め：有 バックホウの規格 : 山積0.13m3					

単価表

単価表 第 6号 ホンソノ 運転工

( 1 1 )

金額： 内容： 作業時，発動発電機，1 台 1 日 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員	人	0.11			[1]
普通作業員	人	0.05			[1]
工事用水中モータホンソノ [普通型(潜水ホンソノ)] 口径50mm 全揚程5m	日	1			[1]
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動] 3kVA	日	1			[1]
諸雑費 18 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日 当り		)
*** 施工条件 *** 排水方法 : 作業時 使用電源 : 発動発電機 潜水ホンソノ (φ 50mm) の台数 : 1 台					

単価表

単価表 第 7号 区画線設置

( 1,000 )

金額： 内容： 溶融式・手動、実線 15cm、ガラスビーズ含有量15～18%、白、アスファルト舗装用、しないく標準>(全ての費用)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置 [溶融式(手動)] 実線 15cm 時間的制約:無	m	1,000			
路面標示用塗料 溶融 白 比重2.0 ガラスビーズ含有量15～18% 3種1号 JIS K 5665	kg	570		[1]	
ガラスビーズ 1号(0.106～0.850mm) JIS R 3301	kg	25		[1]	
接着用プライマー 区画線用 比重0.9	kg	25		[1]	
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	44		[1]	
諸雑費 5% 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1,000	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 溶融式・手動 規格・仕様 : 実線 15cm 時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 塗布厚 : 塗布厚1.5mm					







## 施工条件明示書

明示項目	明示事項（説明書）
工程関係	<p>1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響 ( 有 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 影響箇所 <b>工事箇所全体</b></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 他の工事の内容 <b>朝倉分区分水管理実施設計委託業務 (R6-1)</b></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 他の工事の開始及び完了の時期 <b>契約日 ~ 令和7年1月下旬頃</b></p> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 ( 有 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 制限を受ける時期及び時間</p> <p style="margin-left: 40px;">施工時期</p> <p style="margin-left: 40px;">施工方法</p> <p style="margin-left: 40px;"><b>道路各施設使用許可条件及び特定建設作業届出書受理条件による。</b></p> <p>3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項 ( 有 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 制限を受ける内容 <b>道路占用協議未申請</b></p> <p style="margin-left: 40px;">成立見込み時期</p> <p>4. 他官庁等の特定条件による影響 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 項目 <b>未定</b></p> <p style="margin-left: 20px;">影響範囲</p> <p>5. その他</p>
用地関係	<p>1. 工事用地等の未処理部分 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 未処理区間及び区間等</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 処理の見込み時期 年 月 日</p> <p>2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 場所</p> <p style="margin-left: 40px;">範囲</p> <p style="margin-left: 40px;">期間 自 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">至 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">使用方法</p> <p style="margin-left: 40px;">復旧方法</p>
安全対策関係	<p>1. 交通安全施設等の指定 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 内容</p> <p style="margin-left: 40px;">期間</p> <p>2. 近接する公共施設 ( 有 )</p> <p style="margin-left: 20px;"><del>鉄道</del> <del>ガス</del> <del>電気</del> <del>電話</del> <del>水道</del></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 施工方法</p> <p style="margin-left: 40px;">作業時間</p> <p>3. 防護施設の必要・・・落石・土砂崩落 ( 無 )</p> <p>4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定 ( 無 )</p> <p>5. 発破作業等の制限 ( 無 )</p>
工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 経路、期限の制限</p> <p style="margin-left: 40px;">経路</p> <p style="margin-left: 40px;">期間</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 使用中及び使用後の処置 ( 無 )</p> <p>2. 仮設路を設置する場合 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 安全施設等の設置の必要</p> <p style="margin-left: 40px;">内容</p> <p style="margin-left: 40px;">期間</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 工事終了後の措置 ( 存置・撤去 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 維持及び補修の必要 ( 無 )</p> <p>3. 一般道路の占用の必要 <b>道路工事施工承認未申請</b> ( 有 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 範囲 <b>市道 (工事区間, 位置図参照)</b></p> <p style="margin-left: 40px;">期間 自 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">至 年 月 日 <b>工事期間中</b></p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 引渡し及び引き継いで使用する場所</p> <p style="margin-left: 40px;">内容</p> <p style="margin-left: 40px;">期間</p> <p style="margin-left: 40px;">条件</p> <p>2. 仮設備の構造、施工方法の指定 ( 無 )</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 構造</p> <p style="margin-left: 40px;">施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件 ( 無 )</p>



明示項目	明示事項（説明書）
建設副産物関係	<p>1. 残土発生土の搬出  搬出先の名称 合同会社 ディアーナカンパニー  搬出先の所在地 高知市朝倉己1175番54 外5筆  運搬距離 3.0km  その他  上記処理場所について、受注者からの提案で変更する場合は、施工計画時に発注者が各法令等に抵触しない適正な処分場所である事を確認のうえ変更することができる。  <b>なお、処分費と運搬費の合計が設計より安価となる場合は設計変更する。</b></p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要 ( 無 )  (1) 処理方法  時期</p> <p>3. 産業廃棄物の処理条件 ( 有 )  (*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと)  (1) 処理場所 指定なし  処理方法(指定) 再生処理  処理場の受入条件  <b>※上記について、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は積算上の条件明示であり指定事項ではない。</b></p>
公害対策関係	<p>1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限 ( 有 )  (1) 内容  <b>施工場所は市街地であるため、低騒音、排出ガス対策型の機械を使用すること。  また、特定建設作業の届出を行うこと。高知市公害防止条例を遵守すること。</b></p> <p>2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念 ( 無 )  (1) 調査方法  範囲</p>
工事支障物件 関係	<p>1. 地上、地下等の支障物件・・・移転・撤去・防護 ( 無 )  (1) 支障物件名  管理者  位置  移転時期</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工 ( 無 )  (1) 工事内容  期間</p>
排水工（濁水処理を含む）関係	<p>1. 濁水、湧水等の処理対策の指定 ( 有 )  (1) 対策  <b>水中ポンプによる水替工（作業時排水）を実施する。</b></p>
イメージアップ関係	<p>1. イメージアップ経費 ( 無 )  (1) 仮設備関係  (2) 営繕関係  (3) 安全関係  (4) 地域とのコミュニケーション関係</p>
その他	<p>1. 工사용資機材等の保管指定 ( 無 )  (1) 資機材名  保管場所  期間 自 年 月 日  至 年 月 日  保管方法</p> <p>2. 工事現場発生品の処理指定 ( 無 )  (1) 品名、数量  現場内での使用  引渡し場所</p> <p>3. 支給資材及び貸与品 ( 無 )  (1) 品名（品質、規格、性能）、数量  引渡し場所  引渡し期間 自 年 月 日  至 年 月 日</p> <p>4. 工사용電力等の指定 ( 無 )</p> <p>5. 交通誘導員の配置 ( 有 )  (1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導員の配置人数は下記を予定している。  <b>配置人員数 4人/日 延べ 124人  交通誘導警備員B（認証） 56人  交通誘導警備員B（単独） 68人</b>  <b>なお、交通誘導員の配置、期間等については、事前に監督職員と協議すること。</b></p> <p>6. その他</p>

## 特記仕様書

### 1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。

本工事特記仕様書

建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）

土木施工管理の手引（四国地方整備局）

高知市土木請負工事技術管理指針

高知市土木請負工事共通仕様書【共通編】【下水道編】

建設工事共通仕様書（高知県）

建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（高知県）

道路工事の安全施設設置要領(案)

施工マニュアル（高知市）

地元説明マニュアル（高知市）

下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部)

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

建設廃棄物処理指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

その他

注) 上記の「適用すべき諸基準」等で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

### 2 規則

本工事の施工にあたっては、道路法、道路交通法、労働基準法、建設業法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規及び労働安全衛生法等の工事施工に関する規則条件等を遵守しなければならない。

### 3 関連する委託業務の受注者との調整

(1) 本工事における試掘調査結果は、関連する委託業務の基礎資料として使用されるため、試掘にあたっては、事前に発注者及び関連する委託業務の受注者と試掘箇所や試掘結果の取りまとめ方法等について、十分な打合せを行うこととする。

(2) 受注者は、関連する委託業務の受注者との連絡調整を積極的に行い、試掘及び地下埋設物調査記録簿の作成にあたること。

(3) 連絡調整や施工管理が不十分なことにより再調査が必要となった場合は、受注者側の費用負担で行うこととする。

### 4 専門的技術を要する工事への対応

工事施工中、予測出来ない特別の状況変化により、専門的技術を要する工法等への変更が生じ、受注者が当該工法の施工実績を有しない場合には、当該変更に係る部分の工事を打切るものとする。

### 5 許可届出

本工事の施工上必要な諸官公署その他の申請等について図面等を作成して監督職員に提出し、すみやかに申請及び届出出来るように配慮しなければならない。

### 6 建設公害の防止

本工事の施工にあたっては、次の項目に留意するとともに、周辺関係者に十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう対処しなければならない。

#### (1) 騒音防止

工事に伴う騒音については、騒音規制法の主旨を作業員に徹底するとともに、この法律及び関係条例等を遵守し、騒音防止に努めなければならない。

## (2) 振動防止

工事に伴う振動については、近接構造物に損傷を与える場合があるので、振動防止法を遵守するとともに施工に十分注意が必要である。

## (3) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

下記①～⑤に示す区域における以下の作業は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ・掘削，積込作業，締固め作業
- ・発動発電機等の可搬式もの
- ・舗装版とりこわし作業は油圧ジャッキ式舗装版破碎機，低騒音型のバックホウの使用を原則とする。

ただし、高知県内のリース会社に在庫がなく調達できない場合は除く。

その他については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」，「低騒音型，低振動型建設機械の指定に関する規定」（高知県 HP 技術管理課ページ積算・設計・各種基準等に関するお知らせに記載）を参考とすること。

- ①良好な住居の環境を保全するために、特に静穏の保持を必要とする区域
- ②住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ③住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- ④学校・保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域
- ⑤家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

## (4) その他

掘削、ずり出し及び残土運搬に伴う砂ぼこり、路面への泥の飛散に注意が必要である。

## 7 疑義

工事着手後、直ちに測量を実施し、設計図書と現地の関係を詳細に調査し、著しい相違を発見したときは、監督職員に報告しなければならない。

## 8 第三者との交渉

受注者は工事に関して、第三者からの交渉を受け、又は第三者に交渉の必要が生じたときは、高知市上下水道局の監督職員と共に説明に行くものとする。尚、結果は「工事打合せ簿」に記載し提出するものとする。

## 9 品質管理

- (1) 埋め戻し材は平均粒径 (D50) が 10mm 以上かつ 10% 粒径 (D10) が 1mm 以上の砕石を使用し、現場密度試験を試掘箇所 10 箇所毎に 1 回 (1 工事最低 1 回、試験箇所は 1 回につき 1 箇所) 行うこと。試験方法は、JISA 1214 に準ずるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 埋め戻し材料等として再生コンクリート砂を使用する際には、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示第 46 号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認することとし、工事で 1 購入先当たり 1 検体の試験を行うものとする。

## 10 工事施工適正化

- (1) 受注者は工事施工に先立ち、監督職員に施工体系図の写しを提出すること。
- (2) 受注者は工事関係者及び公衆が見やすい場所に建設業退職金共済制度の適用を示す標識の掲示等を行わなければならない。
- (3) 監理技術者等であることを示す胸章及び監理技術者資格者証等の携帯をしなければならない。

## 11 施工

### 試掘工

- (1) 受注者は、関連する委託業務の受注者が作成する試掘計画書にもとづき、関連する委託業務の基礎資料として十分な成果が得られるよう試掘を行うこととする。

- (2) 受注者は工事着手前に埋設物の埋設状況，その他監督職員の指定するものに対し事前調査を行うこととする。
- (3) 試掘は，埋設物確認書により管理者現場立会いの上行うとともに，工事による損傷等のないようにしなければならない。また，関連する委託業務の受注者には，必要に応じ試掘工事への立会いを求めることとする。
- (4) 立会いの状況及び試掘結果は，地下埋設物調査記録簿としてとりまとめることとする。
- (5) 地下埋設物調査記録簿には，以下の内容を必ず記載することとする。

- ・ 調査位置図
- ・ 調査年月日
- ・ 埋設物管理者の立会状況
- ・ 平面図，横断図（記載例を参照）

図面には埋設物件だけでなく，側溝や境界壁など地形地物や既設舗装厚，土質状況（岩盤の有無）も記載すること。埋設物件については，地形地物からの距離や埋設物間の距離，物件名，管径，管種を記載すること。

横断図には埋設物件の標高とその位置の道路地盤高を記載すること。地下水がある場合は，水位も記載すること。

- ・ 写真

写真は全試掘箇所では撮影することとし，着手前と完成，掘削から復旧までの施行状況を撮影すること。

また，これとは別に全試掘箇所では埋設物件の位置が明確に分かる写真を撮影すること。黒板には埋設物件の名称，管径，管種，位置，標高を記載し，スタッフ及びリボンテープなどで埋設物件の位置を明確にすること。

- (6) 埋設物件の位置はオフセットで記録し，本復旧後も埋設物件の位置，方向が分かるようピンを打設し，後日確認できるようにしておくこと。（傘は設置しないこと）
- (7) 埋設物付近の埋戻しについては，再生砂を使用することとし，水締めにて締め固めを行うこと。

#### 舗装復旧工

- (1) 車道のアスファルト舗装工において，表層の再生アスファルト混合物に使用する骨材に石灰石を使用してはならない。ただし，以下の場合はこの限りではない。

- ① 車道のアスファルト舗装工（表層工）において，表層に再生アスファルト混合物を使用する場合のアスファルトコンクリート再生骨材に含まれている石灰石。ただし，補足材には石灰石を使用してはならない。

- ② 車道の路盤再生表層工において，既設アスファルト舗装に含まれている石灰石。ただし，補足材には石灰石を使用してはならない。

- (2) 特にすべり止め効果を期待する場合，本項(1)のただし書きは適用しないものとする。

#### 12 工事目的物の部分使用について

受注工期内での工事目的物の部分使用について，発注者が供用開始を必要と認めた場合，受注者は，中間検査等部分使用に協力すること。

#### 13 軽油引取税の課税免除の報告

受注者もしくは下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において，軽油引取税の課税免除の免許証の交付及び承認がある場合は，すみやかに監督職員に報告しなければならない。また，その場合，該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

#### 14 交通安全管理

受注者は，供用中の道路に係る工事の施工にあたっては，「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし，より一層の安全対策を講じるものとする。

#### 15 安全・訓練等の実施

- (1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間（月に2回に分割可）を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容の周知徹底
- ③ 工事安全に対する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項

(2)安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3)安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

## 16 事故防止

(1)第三者に対する事故防止

受注者は、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。

特に市街地における工事については、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日 国土交通省告示496号）に基づき災害の防止に努めること。

(2)工事現場における事故防止

イ. 工事は各工種に適した工法に従って施工し、施設の不備または不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。

ロ. 工事現場においては、常に危険に対する認識を十分にして作業の手違い、従事者の不注意等は厳しくいましめること。

ハ. 工所用機械器材の取扱には熟練者を配置し、常に機能の点検、整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにすること。

ニ. 地下埋設物確認書により当該埋設物管理者に立会いを求め、試掘調査を十分に行い埋設物の位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。

ホ. 埋設物に近接して掘削する場合は、周囲地盤の緩み沈下等に十分注意して施工し、必要があると認めるときは、当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置等を講じること。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において迅速に処理すること。

## 17 事故報告

受注者は、工事中事故があったときは直ちに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について直ちに監督職員に報告書を提出すること。

## 18 工事現場管理

共通仕様書等によるものの他、下記の事項を遵守しなければならない。

(1)関係機関等との連絡協調

受注者は、工事中関係官公署その他の取締機関に対して、緊密な連絡をとり、十分協調を保つとともに工事現場に關係のある個人に対しても親切を旨とし円滑な工事の進捗を図ること。

また、付近居住者と交渉を必要とするときまたは交渉をうけたときは、監督職員と協議し誠意を持って解決をはかり遅滞なく報告すること。

(2)隣接受注者との協調

工事の施工に当たっては、隣接工区の受注者との連絡を密にして工事を進めると共に、工区境界の施工に当たっては相互に協力し将来構造上の欠陥が生じないように十分注意すること。

また、付近に本工事と併行する他の工事のある場合は、これらの工事と相互に協力し事故の発生、工事の遅延等付近居住者に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

(3) 作業地の整理整頓

受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、作業用地には必要な立入禁止等の標識または見張人をつけて危険防止に努めること。

(4) 交通及び保安上の措置

イ. 工事中交通に関しては、道路使用許可条件を厳守し、危険防止柵を設け夜間には注意燈を点ずる等十分な危険防止策を施すこと。

ロ. 工事区域内に車両または歩行者の通行がある時は、専任の要員を配置し通行の誘導、路面の補修に努める等交通及び保安上十分な措置を講じること。

ハ. 受注者は、関係機関と協議のうえ、交通安全に関する担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、迂回路の形態、その他交通安全上必要な事項について計画をたて監督職員に提出しなければならない。

19 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（（グリーン購入法）、「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」及び「第3次 高知市環境保全率優先実行計画（H23～H27）」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

20 工事現場における県内産木材の木製品使用について

受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は、以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ①～⑤の資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

① 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

② 工事看板（1ヶ所以上）

③ バリケード（1品以上）

④ 木製クッションドラム（1品以上）

⑤ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記(1)の資材を必要としない工事については、その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を得ること。その場合は、上記(1)以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること。

21 交通誘導員の配置について

(1) 交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。

(2) 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

(3) 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によ

らず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導員として専任させること。

(交通誘導警備員 A・B の定義)

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通誘導に従事するもの

## 22 建設副産物

- (1) 建設副産物（土砂、コンクリート塊、アスファルト塊等）の処理及び利用については関係法令、施工条件明示を遵守し、リサイクルに努めるとともに適正に処理すること。
- (2) 受注者が設置する自己処分場に建設副産物を処理する場合は、知事（中核市、政令都市の場合は市長）の許可を得ること。

## 23 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

## 24 再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- (1) 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m<sup>3</sup> 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (2) 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m<sup>3</sup> 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、500m<sup>3</sup> 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- (4) 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
- (5) 受注者は、500m<sup>3</sup> 以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- (6) 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- (7) 受注者は、再生資源利用（促進）実施書、実施書及び受領書を工事完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。

(参考) COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ

(<http://www.recycle.jaic.or.jp>) より、利用申請等を行うことができる。

## 25 産業廃棄物管理票等の提示

受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の清掃及び

処理に関する法律(以下「廃掃法」という。)を遵守し工期内において中間処理(再生),最終処分を終了しなければならない。また,受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票を提示しなければならない。

ただし,廃掃法を遵守したうえで,工期内に産業廃棄物の中間処理・最終処分を終了することが困難な場合で,発注者が認める場合においては,工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが,中間処理・最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合,受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。また,中間処理,最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

なお,廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議するものとする。

## 26 建設副産物対策(建設副産物処理の数量確認)

本工事において,現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から建設副産物を搬出する場合,受注者は,搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真(電子データ)等を設計数量の確認資料として,監督職員に提出等をするものとする。

(作業内容)

### (1)建設副産物の処理数量を重さ(「t」)の単位とする場合

- ①受注者は,建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時,工事黒板に運搬車のナンバー,出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は,マニフェスト交付番号も記載する。),工事黒板と荷姿,運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(各積載重量別車両毎に1工程以上(以下「代表写真」という))
- ②受注者は,①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて,重さを測定し,レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は,監督職員に①の写真を提出し,②の記録を提示する。

### (2)建設副産物の処理数量を体積(「m<sup>3</sup>」)の単位とする場合

下記※1から3のうち,いずれかの方法により確定する。

※1 コンクリート殻,アスファルト殻及び土砂など地山の状態または,建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができるものは,地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は,建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時,工事黒板に運搬車のナンバー,出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は,マニフェスト交付番号も記載する。),工事黒板と荷姿,運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

※2 前記「(1)建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確認する場合」により重さを測定し,下記の換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- |                                      |                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ・コンクリート塊(鉄筋) 2.5 (t/m <sup>3</sup> ) | ・コンクリート塊(無筋) 2.35 (t/m <sup>3</sup> ) |
| ・アスファルト塊 2.35 (t/m <sup>3</sup> )    | ・掘削土(土砂) 1.8 (t/m <sup>3</sup> )      |
| ・掘削土(軟岩) 2.2 (t/m <sup>3</sup> )     | ・掘削土(硬岩) 2.5 (t/m <sup>3</sup> )      |

※3 地山状態または,建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができずに,掘削や取壊しなどを行った場合は,現場外への搬出の際に以下により確認する。

- ①受注者は,建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時,工事黒板に運搬車のナンバー,出発時刻を記載する。(運搬を他者に委託する場合は,マニフェスト交付番号も記載する)(全車写真)
- ②受注者は,①の工事黒板と併せ,積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ③また,②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ④受注者は,監督職員に②③の写真を提出する。

### (3)受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は,建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時,工



工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する)(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

(4) 建設副産物(伐採木等)を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

③受注者は、監督職員に②の写真を提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

27 ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 搭載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3) 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 以上のことにつき受注者は、下請業者を十分に指導すること。

28 工事实績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

29 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき

暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

#### (2) デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL

「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

### 30 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除について

- (1) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- (4) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

### 31 県内産資材の優先使用について

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの。②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの。③木製型枠は、高知県内の森林から産出された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

### 32 不正軽油の使用の禁止について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

- ①軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
- ②軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの

③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油，灯油等）

(2) 受注者は、高知市上下水道局が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

### 33 排出ガス対策型建設機械

(1) 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号，平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとし、成果品納品の際に施工状況写真に添付すること。

機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

### 34 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

### 35 設計変更ガイドラインについて

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知市土木請負工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和3年4月（高知市）」によることとする。

### 36 1日未満で完了する作業の積算

(1) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について

協議の発議を行うことができる。

- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 「時間的制約を受ける公共工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

37 「週休2日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）

本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

なお、発注者指定型にあつては、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合には、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。受注者希望型にあつては、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

38 工事施工区間の既存表示錠（基準点、境界錠、水道、ガス等）の保護及び復旧について

- (1) 受注者は、着工前に工事予定区間における既存表示錠（以下「表示錠」という）の調査を行い、すみやかに監督職員に報告を行うこと。
- (2) 受注者は、工事に際しやむを得ず表示錠を除去しなければならない時は、監督職員及び関係機関と協議を行い、その対策を講ずること。
- (3) 受注者は、施工時において表示錠に損傷または破損を生じた場合は、すみやかに監督職員及び当該表示錠の管理者と協議し、復旧しなければならない。

39 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である。

実施にあつては下記のホームページを参照すること。

高知市上下水道局 技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

40 個人情報の保護

受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

41 提出書類

工事施工に先立ち受注者は工程表、施工計画書、材料承諾願を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、下記資料については、請負金額等により提出が省略できる資料もあるので、契約後監督職員に確認すること。

1	工程表、総合工程表	1部
2	施工体系図	1部
3	施工計画書	2部
4	材料承諾願（工事に関する承諾書）	2部
5	日誌	1部
6	品質管理図	1部
7	材料使用一覧表	1部
8	各種材料納入伝票（提示のみ、提出不要）	—

9	交通整理員配置図, 配置一覧表, 伝票	1部
10	地下埋設物調査記録簿	1部 (及び CAD)
11	工事写真集	1部
12	変更数量	1部
13	出来形管理図	1部
14	工事打ち合わせ簿	2部
15	その他	監督職員指示



